

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第31条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、役員及び評議員の本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬の額は、別表1の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 非常勤役員（理事長を除く。以下同じ。）又は評議員の報酬の額は別表2の範囲内とする。ただし、同一の日に理事会及び評議員会にそれぞれ出席した場合であっても、日額とする。
- 4 役員及び評議員に賞与は支給しない。
- 5 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ第4条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金の額は、別表3に基づき算定して得られた額を上限として、評議員会の承認を得て決定する、ただし、算定に用いる在職期間は当初就任日から起算して2年間を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に毎月一定の定まった日に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

3 他の団体及び企業からの出向者に関しては、出向元と締結した契約等による支給方法をとる。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費、通勤費、旅費(宿泊料も含む)、手数料等の実費相当額を費用として支給することができる。

2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(規程の実施)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、当法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、当法人が認定法第4条の公益認定を受けた日から施行する。

別表1 理事長及び常勤役員の報酬月額

役員の種類	報酬額
理事長	月額 200,000円以内
専務理事	月額 1,500,000円以内
常務理事	月額 1,000,000円以内

別表2 非常勤役員及び評議員の報酬

役員の種類	報酬額
非常勤理事	理事会出席等、必要の都度、謝金として一人2万円
非常勤監事	理事会出席等、必要の都度、謝金として一人2万円
評議員	評議員会出席等、必要の都度、謝金として一人2万円

別表3 常勤役員の退職慰労金の算定基準

算定基準
退職時の報酬月額×1.5×在職年数